

## 札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第31回）議事概要

### 1 日時

平成25年5月24日（金）午後3時から午後5時まで

### 2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

### 3 出席者

（委員）伊藤秀道，奥田正昭，河道前伸子，猿田史典，柴山千里，曾野裕夫，田中貴文，浪田美智枝，長谷川恭弘，矢萩英美（五十音順敬称略）

（説明者）札幌地方裁判所民事2部部総括裁判官本間健裕，同民事首席書記官安達哲也，同刑事首席書記官菅野晶子

（庶務）甲斐裕司，立花博之，安藤正樹，田中夏樹，松藤三枝子

### 4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所における民事専門訴訟について，札幌地方裁判所民事2部部総括裁判官から「札幌地裁における医療訴訟」を，長谷川委員（札幌地方裁判所民事3部部総括裁判官）から「建築関係事件について（調停の活用）」を説明しました。
  - (2) 上記説明に対する質疑応答，それに引き続き民事専門訴訟の審理期間，工夫等について意見交換しました。
  - (3) 次回委員会は，「裁判所における若手職員の育成」をテーマとして，新採用職員を含めた若手職員の育成について協議する予定になりました。
- （議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

## 5 議事等

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :説明者, :庶務と表示)

### (1) 「札幌地裁における医療訴訟」

民事2部部総括裁判官から、医療訴訟の特徴等を踏まえて札幌地裁における専門家の関与(専門委員制度等)等について説明した。

### (2) 「建築関係訴訟について(調停の活用)」

民事3部部総括裁判官から、建築関係事件の特徴、争いの態様などを踏まえて札幌地裁における専門家の関与や調停による解決等について説明した。

### (3) 協議

医療訴訟、建築訴訟が、普通の事件とどのように違うかということ、平成元年の民事訴訟全体の全国の平均審理期間が12.4か月、このうち争いのある事件の平均審理期間は20.1か月、平成10年は全体で9.3か月、争いのある事件が14.9か月となり、平成20年には全体で6.5か月、争いのある事件は11.5か月となっています。一方、建築訴訟では、過去5年間の平均を札幌の数字で見ると、全体で20か月、このうち判決で終わった事件の平均は24.7か月です。また、医療訴訟については、平成20年の全国平均で24.7か月、平成23年は25.9か月となっておりまして、やはり時間がかかる事件です。審理の工夫を重ねて一定程度の成果が上がりつつあるところですが、今後もいろいろとやっつけていかねばならないところも多く、ご意見をお願いいたします。

医療関係の専門委員というのは、例えば内科や外科等の専門分野に分かれて決められているのでしょうか。

内科、脳神経外科、産婦人科、呼吸器外科が各2人、歯科、外科、整形・形成外科、耳鼻咽喉科、小児科、泌尿器科、麻酔科、心臓血管外科、口腔外科、眼科、整形外科、皮膚科、消化器外科、精神科、形成外科が各1人です。かなりそろっていると思うかもしれませんが、同じ大学の系列よりは、できれば違う系列とした方がよいところもあり、いろいろ方策を検討して適切な専門委員を選ぶようにしています。

専門委員が事件に関与して説明をするということであるが、鑑定との関係はどのようなものか教えてほしい。

鑑定は、裁判所で鑑定事項を決め、医療記録等の鑑定資料を鑑定人に送り、鑑定人はそれを見て、鑑定書を作成し、裁判所に書面で報告します。不明な点があれば、鑑定人質問といって、鑑定人を呼んで質問をすることもできますし、来ることができない鑑定人であれば、補充鑑定と言って、改めてもう少し詳しく鑑定してもらうことも

あります。札幌では書面による鑑定ですが、東京地裁では、複数の鑑定人が来て、裁判官が直接鑑定事項を発問し、議論をしながら鑑定するカンファレンス鑑定という制度もあります。カンファレンス鑑定では、結論を出すために奇数の鑑定人が必要ですが、札幌には医大が2つしかないため、このカンファレンス鑑定は利用できません。専門委員は、主張整理や証拠調べ、和解といった訴訟手続の中で、医師の専門家が関与して「説明」をします。この点、鑑定は鑑定人の「意見」を述べますが、専門委員は裁判所に来ていただいて、事件を理解したうえで、医学的知見によるとこうだという説明をして、裁判官の医学的知見を補佐してもらうために関与してもらいます。鑑定人には、全くお会いせずに終わることもありますが、専門委員は、こちらから行くか来てもらうかして必ず会います。また専門委員は、非常勤の職員という形で2年間登録されますが、鑑定は1件ごとに推薦され、事件が終われば関係も切れることになります。

また、鑑定は、当事者が自分の主張を基礎付けるための立証であり、費用も当事者の負担となります。専門委員は、裁判所の非常勤の職員ということで、費用も当事者の負担とはならないという違いもあります。

建築訴訟の資料で、平均審理期間が示されまして、これによると和解よりも判決の方が時間はかかっているようで、さらに、調停成立と和解とありますが、この違いはどのようなものでしょうか。また、医療事件についての審理期間はどのようになっていますか。

調停は、建築事件を調停に付して、調停に付した事件で調停が成立するかどうかというところになります。資料にもあるとおり、調停に付した事件のうち、調停成立が57パーセント、調停に代わる決定が4パーセントとなっています。和解の場合は、そもそも調停になるまでもなく和解できる場合、あるいは、一度調停に付されたけれども調停が成立せず、その後証拠調べ等を経て、調停の段階のひっかかりが解消し、もう一度話し合いを試みて和解できる事件もあります。それらが和解の数字として現れています。

医療事件の審理期間としては、過去5年の平均では、判決で終わったものが31.1か月、和解でも22.6か月です。また、鑑定に至ったかどうかによっても違ってきます。全国平均では、一般的には24か月ですが、鑑定が入る事件ではおよそ倍近くかかる場合もあります。札幌では、鑑定まで行ってから和解するケースも結構あり、和解も長くかかる場合があります。

随分かかるものなのですね。

平成5年の医療事件審理期間の全国平均は、42.3か月であり、その後、審理の

工夫や、医療事件集中部を作ったり、争点整理や専門委員の活用等いろいろと工夫をして、平均して2年くらいというように期間が短くなってきています。

医療訴訟で、原告つまり患者側が勝ったケースというのは、どのくらいあるのでしょうか。

勝訴率ということですと、例えば1億円の請求で、100万円のみ認められた場合でも、勝訴したことになります。勝訴率は年々下がっています。一時は40パーセントを超えることもあったのですが、現在は20パーセント前後だと思います。札幌も全国平均と大体同じ数字だと思います。いろいろと原因はあると言われていました。

患者側が勝つのは難しいということなのでしょうか。

全国では5、6年前は医療訴訟の件数も多く、勝訴率も高かったのですが、その後、医療事件の件数も勝訴率も下がってきています。かつては、医療機関が和解に積極的でなく、裁判をせずに責任を認めて賠償するということがなかったのが、医療専門部もできて一定の判断が示され、訴訟外の和解も増えたのではないかとされています。裁判所に来ていない事情なので分かりかねるところもありますが、そのようにも言われております。

名古屋では、医療関係訴訟の全国的に有名な弁護士がいて、医療事件を非常に重視していました。名古屋の裁判所での医療部発足の前の医療訴訟関係の協議会や、司法研修所の研究会では、患者側の弁護士が、証拠を付き合わせてみて、医療機関側に責任があれば、後はいくらで解決するかということになり、人身損害であれば交通事故の基準などもあるので、それに照らして合理的なところで解決する形でやっていきたいと言っていました。また、医療機関側の代理人弁護士も、証拠保全後の代理人間の交渉で、医療ミスを認めてまとまるものもあると言っていました。このようにしてもまとまらないものを裁判所に持って行くので、そう簡単には行きませんが、決して患者側が一方的に不利なわけではなく、むしろ従来よりもいい状況なのではないかと思っています。

証拠保全の手続などで、カルテ等を差し押さえて読むわけですが、カルテを見てもまず字が読めない、読めても中身が専門的で分からないものが多いです。名古屋と大阪に専門医を紹介してくれるところがあり、専門医を紹介してもらって、医療訴訟の最大の争点である過失があるかないかについて専門家のアドバイスを受けて医療機関と交渉し、過失があれば、医療機関が入っている保険で処理できる場合もあります。昔は裁判官も弁護士もみなカルテを見ても分からなくて唸っていたのですが、建築関係事件もそうですが、いろいろな専門家の力を借りながら、訴訟になる前に解決できるようになり、その意味でいろいろと進んで来たのだと思います。

期間がかかっているという意見もありましたが、これについてどのように思われますか。

やはりかかっているなと思いました。先ほど、建築訴訟で10年かかったという話もありましたが、その間の当事者の辛抱も大変でしょうし、できるだけ裁判を短くしてきてはいるのでしょうけど、もっと進めていく必要があり、さらに早められればいいと思います。感覚では1年くらいかなと思います。

もちろん短い方がいいとは思いますが。平均値ですので、早く終わる事件もあるのでしょうけれども。医療ミスということで周囲の人から聞くところでは、それは医療ミスなのか、立証できるのかというようなことでも、絶対に医者が悪い、医者を訴えると言うのですが、訴訟になっても何年もかかって負けるのではないかと思うような話もあります。両者の歩み寄りですので、時間がかかってもしょうがないところもあるのではないかと思います。

長期化する中で、裁判官、弁護士も含めて、専門知識を付ける努力、苦勞をしているということで、専門委員の制度は、非常に公平性があっていい制度であり、訴訟の迅速化に役立っていると感じました。建築関係の専門委員というのは、最高裁のある一定の機関で決めているのでしょうか。

札幌地裁で選んでいます。最高裁が関与するのは、例えば地域によっては鑑定人が得られない場合に、建築訴訟委員会から建築学会にお願いする場合がありますが、札幌の方は札幌地裁で選んでおります。

専門委員というプロのコメントで審理を早めているんだなと思いました。長すぎると言っても、原告側が納得することも重要なのかと。長い期間で生活上の不安があり、和解や調停をするということはあると思いますが、気持ちの上で納得できないというのであれば、とことんやるべきかなと思います。その点、顧客という言い方をすると、顧客満足度を高めるためには、よく話を聴いた方がいいと思います。判決に長く時間がかかることよりも、満足することが重要かと思います。

訴訟手続について、当事者が言うべきことをちゃんと言えたかということも関係してくると思います。

全体的な審理期間の長さよりも、当事者の満足ということからすると、期日がどのくらいの頻度で入るのかというのがあると思います。やはり間があくと、どのくらいかかるんだろうという不満も出てくるのではないかと思います。

建築事件では、期日も、当事者の主張する内容いかんで決まるところがあります。先ほどの顧客満足度とも関係するのですが、例えば瑕疵の主張が多数あれば、当事者の主張、立証といった準備にもそれなりの時間がかかります。普通であれば、3週間

から4週間で準備ができるのですが、例えば施主の方から建築士に相談し、弁護士がそれを聴いてフィードバックするので、準備に1か月半くらいくださいと言われることも多いです。これを裁判所で無理矢理普通の訴訟のように1か月でと言うと、裁判所にせかされて当事者が十分に準備できないという感覚を持ってしまうこともあります。ですから、当事者が準備にくださいという時間が、一般的に不相当と思える期間でない以上は、例えば2か月かかると言われても、それならちゃんとしたものを出してくださいとお願いして認めることもあります。ちゃんとしたものが出れば、むしろ当事者の満足度は高くなると思います。

医療訴訟については、訴えから1か月程度で期日を入れるのですが、原告側が証拠のカルテの翻訳ができていないことが多く、被告側が改めて翻訳に出すということをしてしたり、診療経過一覧表というものを作成してもらったりしなければなりません。また、一番問題なのは、原告側に協力医がない場合、協力医を探しながら訴えを起こしたりすることもあり、名古屋と大阪にあるセンターに紹介してもらおうのですが、半年かかると言われたということもあります。さらに協力医を探してから、意見書を書いてもらうのですが、医師はとても忙しいので、記録を見て、意見書が出てきて、さらに代理人がそれを理解して準備書面を準備するのに2、3か月ということもあります。局面ごとに当事者双方が、それぞれどういう手続をしているかを見極めながら期日を入れていきます。ただ、裁判所もあまり2、3か月は取りたくないもので、期日は進捗状況の確認のために1か月半ほどで入れて状況を報告してもらうこともあります。1年で終わるというのはかなりスケジュール的には厳しいのかなと思います。例えば過失には争いがなく、損害評価だけが争点の場合は、比較的早く終わるのですが、過失に争いがあり、診療経過一覧を作り、双方の協力医の意見書をもらったり、最終的に鑑定を行うとなると、鑑定は昔と比べればはるかに短いのですが、やはり立証を尽くして判決というのであれば、かなりの時間がかかります。

普通の交通事故や賃貸借契約などの訴訟であれば、裁判官の持つ常識をフルに活用して一定の判断はできるのですが、専門訴訟は、専門的な知見をいかに早く的確に補充するかということが大事で、専門委員、鑑定人、調停委員を活用していくことになります。代理人は、訴訟になる前の段階から専門的な知見を先行して取得しなければならないが、それをシステムチックにできないところがあると思います。

確かに大変です。建築の争いであれば、実際に家に入って当事者がいろいろ言うのですが、床が傾いてるとか、住んでいると気持ちが沈み込んで大したことでも大きく見えたり。建築家のアドバイスを受けて裁判をするのですが、弁護士も裁判所も、専門家等の人的支援の力を借りて、以前と比べればはるかに迅速になったと思

います。ここの裁判所で専門部を設けているのは医療過誤と建築紛争だけでしょうか。

集中部はそうです。労働審判も、各部の裁判官の応援態勢を取ってはいますが、民事4部が中心となって処理しています。

2部と3部に配てんされていますが、医療と建築の訴訟はかなり重いと思いますが、事件の配てんは普通に配てんしているのですか。裁判官の仕事の量についての質問です。

例えば医療事件が1件来たら、通常訴訟の何件分と数えるというように、バランスを取るようになっています。医療と建築で割合を決めて、両部の裁判官だけに負担がかからないようになっています。

口頭弁論の最終期日から判決までは、一般の事件に比べてずっと時間がかかるものでしょうか。

やはりそうならざるを得ません。例えば100件の瑕疵の主張があれば、普通の事件の何十件分くらいの負担があり、当事者の準備に時間がかかるのと同様に、判決にも時間がかかります。

審理のやり方や、専門的知見の獲得の仕方について、こんなやり方があるのではないかとか、こんなふうに変えた方がいいといった御意見はありますか。

協力医が見つからないというお話でしたが、そのインセンティブというか、どのようなお礼をしているのでしょうか。

協力医は、裁判所とは関係なく原告、被告が自分の費用で頼んでいるものです。裁判所で関与する専門委員、鑑定人、調停委員については、裁判所でしかるべき費用を支払います。

原告や被告が協力医を探すのに半年や1年かかるのですか。

そうです。病院側は医師を抱えているのでそれほど苦労することはないのかもしれませんが、患者側は医師の知り合いはなく、専門的な方、さらに意見を言ってくれる専門医を見つけなければならず、一定の地域に専門的な医師がいると聞いても、半年や1年待ちというようなことがあるということです。

全国から集めることはできないのでしょうか。

専門の医者を探すのは大変です。また、カルテを読んでもらったり、意見書を書いてもらったり、あるいは証人に立ってもらったりということになると、相当な費用がかかります。患者側には費用が払える人がいないこともあり、弁護士が本を買って勉強しながらやったりしていました。今は法テラスで調査費用というものがありませんが払われるシステムもあります。十分ではありませんが。

協力医を探すのに長くかかり、顧客満足度が下がるのであれば、全国的に紹介してくれるように、インターネットでやり取りできるようにする等、ある程度できることがあるのではないのでしょうか。

弁護士の中のネットワークとして、そういうものが簡易に検索できるようなシステムを作れるかどうかということですね。

判例タイムズ等で見ると、東京や大阪等では裁判所と医療機関でシンポジウムやカンファレンス等が頻繁に行われているようなのですが、札幌でも医療、建築のような専門的知見が必要な事件について、それぞれの専門家が集まって協議会、勉強会等をされたら、市民の立場としても、公平で適正な裁判が期待できると思うのですが。

当庁の医療部は平成15年6月に立ち上げたのですが、北大病院、札幌医大病院、札幌の弁護士及び函館弁護士会とで医療訴訟連絡協議会を実施しています。以前は年3回、今は年2回やっています。法曹と実務機関である医療機関との相互理解を深めるために大変有意義で、裁判官は3年に1回代わることもありますし、継続して実施しているところです。その中でもやはり、この協議会を通じて、鑑定人推薦委員会を設置していただいて、鑑定人の推薦がお願いしてから約30日でできるようになりました。かつては3か月、ないしは半年、1年かかることもあり、協力医を探すのと同じような大変さだったのが、この協議会にできた委員会によりかなり早まったものです。今後も継続して、いろいろなことを検討していければと考えています。

建築関係では、弁護士会の住宅紛争委員会との協議会を、毎年ではないけれどやっています。建築紛争を合理的に審理するために、お互いにどうしたらよいかということをやっています。また、裁判所と司法支援建築会議との関係ですが、簡裁の調停について、弁護士会から推薦してもらっている民事調停官に建築関係の事件を担当してもらうことが多いので、その調停官と裁判官が、建築について勉強するために専門家に講演をしてもらったり、専門家が訴訟に関与するにあたり前提となる訴訟の知識を、裁判所からお話する機会も設けています。

私たちも、捜査の関係で医者に鑑定を依頼することがありますが、引き受けてくれる人がなかなかいなく、探すのが大変な実情です。精神鑑定は3か月、交通事故の鑑定は場合によっては2年ほどかかったこともあります。そのような専門的にやってくれる人がいない状態で、裁判所は努力をして、良い結果を出していると思います。

専門訴訟のあり方について、期間の短縮や期日間準備等についても御意見をいただきましたので、それらの御意見をふまえながら裁判所もさらに努力を重ねていきたいと思っています。

#### (4) 次回のテーマについて



次回のテーマは、「裁判所における若手職員の育成について」というテーマで議論していただく予定にいたします。新採用職員を含めた、採用後5年くらいまでの若手職員の育成、研修等について、裁判所職員の接遇のあり方等の観点もふまえて議論していただきたいと思います。

(5) 次回の予定について

今回は、平成25年11月27日午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。